

第三十四号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「旧法」という。）を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）」、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第 号。以下この項において「条例」という。）及び法の施行のための規則」に改め、同項イ中「旧法第八条第一項」を「法第十二条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「許可及び」を「許可、」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表」を加え、同項ロ中「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ハ中「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ニ中「旧法第十二条第一項」を「法第十六条第一項」に、「及び」を「並びに」に、「旧法第八条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による工事の計画の変更の許可に係る公表」を加え、同項ホ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ヘ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ト中「旧法第十三条第一項」を「法第十七条第一項」に、

「検査及び」を「検査、」に改め、「交付」の下に「、同条第四項の規定による土石の除却の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付」を加え、同項ワ中「旧法第十九条」を「法第二十五条」に改め、同項中ワをヨとし、同項ヲ中「旧法第十八条第一項」を「法第二十四条第一項」に改め、同項中ヲをカとし、同項ル中「旧法第十七条」を「法第二十三条第一項及び第二項」に、「改善命令等」を「改善命令」に改め、同項中ルをワとし、同項ヌ中「旧法第十六条第二項」を「法第二十二條第二項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項中ヌをヲとし、同項リ中「旧法第十五条」を「法第二十一条第一項、第三項及び第四項」に改め、「受理」の下に「並びに同条第二項の規定による工事の届出に係る公表」を加え、同項中リをルとし、同項チ中「旧法第十四条」を「法第二十条第一項から第四項まで」に、「監督処分等」を「監督処分」に改め、同項中チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事完了の検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
リ 法第十九条第一項の規定による知事に報告すべき定期の報告書の受理

第二条の表八の項ヨの次に次のように加える。

タ 省令第八十八条の規定による証明書の発行及び交付

レ 条例第四条第二項の規定による特定工程の通知、同条第三項の規定による書面の受理、同条第四項の規定による特定工程の指定及び同条第五項の規定による特定工程の指定の通知

ソ 条例第五条第一項の規定による盛土規制法調書（以下この項において「調書」という。）の調製及び保管、同条第二項の規定による調書への登録並びに同条第三項の規定による調書の閲覧及び写しの交付に関する事務

ツ イからソまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表九の項ロ(1)中「都の建築主事」を「都の建築主事等」に改め、同項ロ(1)イ中「建築主事」の下に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同表十の項イ、十二の項イ、十五の二の項、十八の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の項の改正規定及び次項の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第 号）の施行の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可（改正法附則第二条第一項に規定する経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和三十九年法律第九十一号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けている者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、この条例による改正前の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表八の項の規定の例による。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。